

公募シンポジウム

## 公募シンポジウム6 ICD-11構築の経緯

2018年11月24日(土) 09:00 ~ 11:00 F会場 (5F 502+503)

### [3-F-1-6] ICD-11の我が国への適用に向けて

○森 桂（厚生労働省）

ICDは明治33年（1900年）に国際会議で初めて採択され、我が国では、1900年からICDを採用し運用を行ってきた。最新の分類は、ICDの第10回目の改訂版として、1990年世界保健総会において採択されたものであるが、我が国では、その後の改正が反映されたICD-10（2013年版）に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を作成し、統計法に基づく統計基準として告示改正を行い、2019年より人口動態統計や患者調査等の公的統計に使用しているほか、医療機関における診療録の管理等に活用されている。

厚生労働省では有識者による審議会を設置して、ICDの国内適用や専門分野の議論を行うとともに、厚生労働省や国立保健医療科学院、国立がん研究センターがん対策情報センター、日本病院会日本診療情報管理学会、JLOM（日本東洋医学サミット会議）、国立障害者リハビリテーションセンター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センターの8機関で構成されるWHO国際統計分類協力センターとして指定を受け、多くの専門家とともにWHO関連会議に参加してきた。2016年には東京でICD-11改訂会議が開催、加盟国レビュー用のICD-11案が公表され、日本医学会や日本歯科医学会等からの意見をとりまとめ、WHOへ意見提出を行うとともに、多くの診療情報管理士の協力も得ながらフィールドテストを進め、2018年6月のICD-11公表を迎えた。

世界的に高齢化が進み、特に我が国では多死社会を迎えようとする中、持続可能な保健医療システムを構築し、効果的な対応をはかっていくことが重要である。そのために統計や情報基盤の整備と活用が一層求められており、ICDはその一助として役割を果たすことが期待されている。2018年8月審議会において、我が国におけるICD-11の公的統計への適用に向けて議論を開始したところであり、今後、法制度上の取り扱いや利用環境、我が国の疾病構造等を踏まえた分類表の作成等、関係者と連携しながら具体的な検証や整備を進める予定である。

## ICD-11 の我が国への適用に向けて

森 桂\*1、及川 恵美子\*1、阿部 幸喜\*1、中山 佳保里\*1

\*1 厚生労働省国際分類情報管理室

## Toward the Implementation of ICD-11 in Japan

Kei Mori\*1, Emiko Oikawa\*1, Kouki Abe\*1, Kaori Nakayama\*1

\*1 Ministry of Health, Labour and Welfare

The International Classification of Diseases and Related Health Problems (ICD) has been implemented in Japan since 1900 and applied to various statistical studies, including mortality statistics. In Japan, the “Statistical classification of diseases, injuries and cases of death” is stipulated as a statistical standard under the Statistics Act, and is applied to producing official statistics including the Vital Statistics or the Patient Statistics and used in management of medical records in medical institutions.

In the global ageing where especially Japan enters a high-mortality society, it is important to prepare effectively by constructing a sustainable health and medical system. Statistics and information foundation constitutes the basis of this and its maintenance and utilization will become required even more while the newly released ICD-11 is expected to fulfil its role to assist such framework. From now on, we would like to verify the legal system issues and the usage environment in cooperation with stakeholders and work toward the implementation in Japan smoothly.

Keywords: ICD-11, WHO, Implementation in Japan, Statistics Act

## 1. 背景

WHO が策定する国際疾病分類、ICD は明治 33 年(1900 年)に国際会議で初めて採択され、我が国では、1900 年から ICD を採用し運用を行ってきた(表1)。最新の分類は、ICD の第 10 回目の改訂版として、1990 年世界保健総会において採択されたものであるが、我が国では、その後の改正が反映された ICD-10(2013 年版)に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を、統計法に基づく統計基準として告示し、2018 年より人口動態統計や患者調査等の公的統計に使用しているほか、医療機関における診療録の管理等に活用されている。

今般、加盟国が自国の適用へに向けた準備を開始することを期待して WHO から ICD-11 が公表され、2019 年 5 月世界保健総会へ提出される予定であることを受けて、ICD-11 の我が国への適用に向けて、想定される課題や期待について考察することを目的とする。

## 2. 疾病、傷害及び死因の統計分類

我が国の公的統計で ICD-11 を適用していくには、統計基準である「疾病、傷害及び死因の統計分類」(告示)を ICD-11 に準じて改正する必要がある。厚生労働省では、社会保障審議会統計分科会の下に、有識者から構成される「疾病、傷害及び死因分類専門委員会」(以下、「ICD 専門委員会」という。)において個別の専門分野の議論を行うとともに、「疾病、傷害及び死因分類部会」(以下、「ICD 部会」という。)において ICD の公的統計への国内適用のあり方について、医学・公衆衛生の専門的な知見を踏まえて審議を行うこととしている。さらに総務省統計委員会において統計的な視点を踏まえた審議を経て、統計法告示改正に至ることとなる。

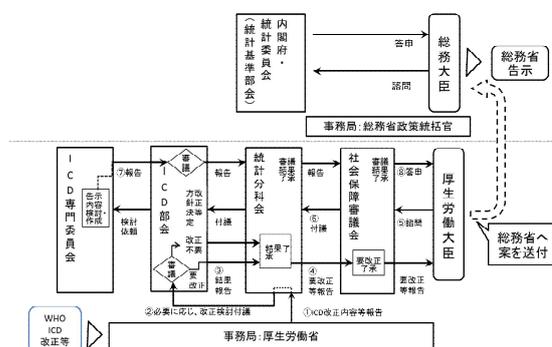


図1 「疾病、傷害及び死因の統計分類」告示改正の流れ

平成 29 年(2017 年)に、ICD-11 の加盟国レビューにおいて WHO へ提出した我が国の意見や、WHO 等から専門家を招聘して開催した ICD-11 国内適用検討会議において、国内の様々な専門家とともに ICD-11 の我が国への適用にかかる議論、意見交換を経て、ICD-11 の公表後、2018 年(平成 30 年)8 月に ICD 部会を開催し、ICD-11 の公表及び内容について報告するとともに、我が国における ICD-11 の公的統計への適用に向けて議論を開始した。

適用に当たっての論点として、①告示対象範囲及び和訳対象範囲、②分類の利用環境整備、③疾病分類表(大分類、中分類、小分類)及び死因分類表の見直しについて挙げられた。

ICD-11 の告示範囲については、死亡・疾病統計分類(Mortality and Morbidity Statistics; MMS)の分類表を基本と考えるが、第 26 章伝統医学の病態、第 V 章生活機能評価の補助セクション、第 X 章エクステンション・コードなど、ICD-10

